

令和7年度障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 7 年度障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果の概要

目 次

令和 7 年度障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査の概要	P 2
○ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント	P 3
○ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果	P 6
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果① 新たに加算Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを取得（届出）できた理由	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果② 福祉・介護職員の平均給与額の内訳（常勤の者）	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果③ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、サービス種別）	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果④ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑤ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑥ 給与等の引き上げの対象者	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑦ 加算を配分した職員の範囲	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑧ 障害福祉サービス等従事者の平均基本給等の状況（常勤の者、職種別）	
・ 障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑨ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）	

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査の概要 (令和7年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査)

1 調査の目的

- 障害福祉サービス等に従事する職員の給与等を調査し、処遇改善加算の拡充等が従事者の処遇改善に反映されているかを調査するとともに、処遇改善加算の取得等に関する現状課題を把握し、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。
- ※ 令和8年度は、一般統計調査である「障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査周期ではないため、同調査を参考にしながら、「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の枠組みで実施するものである。

2 調査対象及び抽出率等

- 調査対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設(施設入所支援)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者(全サービス対象)。
- 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出。なお、従事者の抽出は、報告者において無作為(系統)抽出を行う。
- 抽出率：サービスごとに、層化無作為抽出法により、抽出。
- 調査項目：
 - ① 施設・事業所票：給与等の状況、障害福祉サービス等従事者の処遇状況、加算の取得状況、利用者数 等
 - ② 障害福祉サービス等従事者票：性別、年齢、職種、勤続年数、資格の取得状況、勤務開始日、実労働時間、基本給額(令和6年9月と令和7年7月における給与等)、手当の金額 等

3 調査時期等

	令和6年度調査	令和7年度調査
調査時期	令和6年10月 (令和5年9月と令和6年9月の給与等を調査)	令和7年8月 (令和6年9月と令和7年7月の給与等を調査)
調査客体数	14,402施設・事業所	13,806施設・事業所
有効回答数	7,828施設・事業所	6,937施設・事業所
有効回答率	54.4%	50.2%

4 スケジュール

- 令和7年8月 調査票配布
- 令和7年9月 調査締切
- 令和7年9月～令和8年2月 集計・分析
- 令和7年11月 速報版公表
- 令和8年3月 全体版公表

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると11,110円の増（+4.5%）となっている。
- また、平均給与額(※2)については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると16,970円の増（+5.4%）となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差 額
基 本 給 等（月給・常勤の者）	249,620円	260,730円	+11,110円
平 均 給 与 額	316,370円	333,340円	+16,970円

※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～7月の支給金額の1／6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している福祉・介護職員について比較している。

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7.7時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算	89.9%	88.9% ※
① 加算Ⅰ	54.6%	43.3% ※
② 加算Ⅱ	18.7%	25.4% ※
③ 加算Ⅲ	13.1%	14.0% ※
④ 加算Ⅳ	3.5%	2.7% ※

※ 国保連データ（令和7年3月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	11.7%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.7%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	24.9%
届出に必要となる事務を行える職員がいない	13.8%
算定要件を達成できない	12.9%
対象施設・事業所の制約のため困難	10.7%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	49.8%
ベースアップにより対応	49.8%
賞与等の引き上げまたは新設	48.0%
既存の各種手当の引き上げ	18.3%
各種手当の新設	15.3%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	61.6%
調査対象サービスの従事者全員	9.6%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	17.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	8.5%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者等	80.7%
事務員	39.2%
看護職員	29.8%
福祉・介護職員以外の配置指導員等	20.7%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員、心理指導担当職員	18.5%

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント（ベアによる賃金改善）

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所において、ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を明確に分けて把握している施設・事業所は2, 201施設・事業所であり（回答施設・事業所の46.8%）、それらの施設・事業所におけるベースアップによる賃金改善額の平均額は6, 380円であり、それらの施設・事業所における福祉・介護職員の基本給等を用いてベースアップ率を計算すると、2.5%となっている。

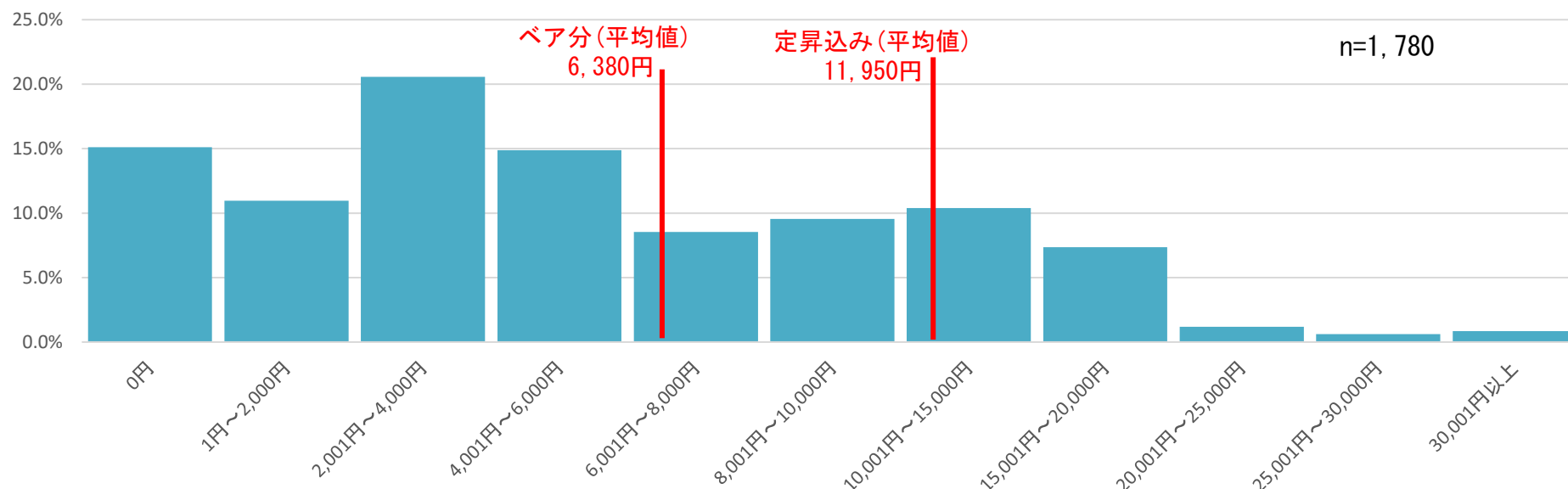
■令和7年度に行ったベースアップによる賃金改善の状況

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所	5,145(令和6年) 5,250(令和7年)	11,110円(4.5%)

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率	ベア分
ベアによる賃金改善額と定昇による賃金改善額を分けて把握している施設・事業所	2,201(令和7年)	11,950円 (4.8%)	6,380円 (2.5%)

※ ベア分は、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所の平均額であることに留意（福祉・介護職員に限っていない）

■ベースアップによる賃金改善額の分布



※ 「ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を分けて把握している」と回答した施設・事業所の集計

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント（R6補正）

- 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の補助金を申請した施設・事業所は4, 112施設・事業所であり、今回の調査対象施設・事業所のうち70.4%が申請している。
- 補助金の申請をした施設・事業所のうち、人件費の改善に充てた施設・事業所は98.6%、職場環境改善経費に充てた施設・事業所は22.6%となっている。
- 人件費の改善に充てた施設・事業所について、人件費の改善に充てる所要額から常勤換算福祉・介護職員1人あたりの金額を算出すると、支給額は34,740円となっている。

障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請状況	
申請済み	70.4%
申請していない	29.6%

障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業により交付された補助金の使途別事業所割合（複数回答）				
人件費改善の実施	職場環境改善の実施	うち研修費	うち間接支援業務等の従事者の募集経費	うちその他
98.6%	22.6%	16.8%	6.0%	7.2%

常勤換算職員1人当たりの人件費改善額	
福祉・介護職員	34,740円
福祉・介護職員以外	18,500円

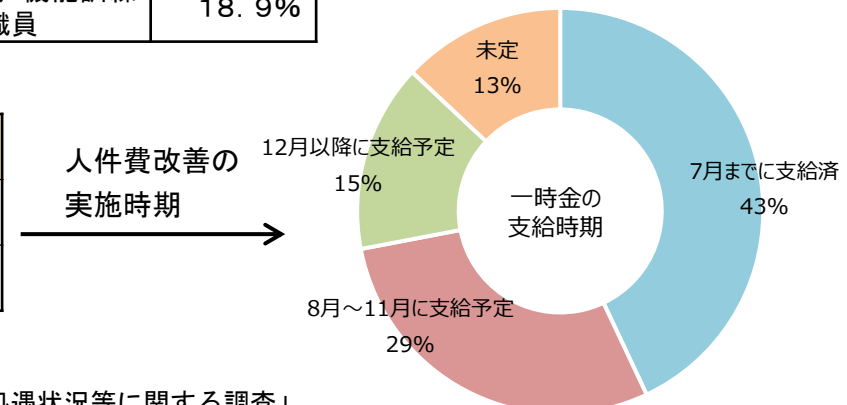
※ 職場環境改善経費に充てる所要額について、常勤換算職員1人あたりの金額を算出すると、4,630円となっている。

※ 金額は10円未満を四捨五入している。

福祉・介護職員以外の人件費改善に充てた職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	74.1%
事務員	39.4%
看護職員	29.1%
管理栄養士・栄養士	20.0%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員、心理指導担当職員	18.9%

障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	21.4%
事業のことを知らなかった	19.9%
申請に必要な事務を行える職員がいない	15.1%
必要性がない	14.3%

人件費改善の実施方法（複数回答）	
一時金（賞与や毎月決まって支払われる手当以外の手当）の支給	83.8%
基本給または毎月決まって支払われる手当の引き上げ	20.0%



障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果①

○新たに加算Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを取得（届出）できた理由

令和7年度において、新たに加算Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを取得（届出）できた理由をみると、「職場環境等要件について、誓約により要件を満たすことができたため」が34.6%と最も多く、「障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行ったことにより、令和7年度における職場環境等要件の適用が猶予されたため」と合わせると約5割となっている。一方、「弾力化にかかわらず、加算の算定要件を満たすことができたため」も28.7%となっている。

（複数回答）

	職場環境等要件について、誓約により要件を満たすことができたため	障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行ったことにより、令和7年度における職場環境等要件の適用が猶予されたため	改善後の年額賃金要件（キャリアパス要件Ⅳ）の例外的な取扱いが明確化されたため	昇給の仕組みの整備（キャリアパス要件Ⅲ）について、誓約により要件を満たすことができたため	任用要件・賃金体系の整備（キャリアパス要件Ⅰ）や研修の実施（キャリアパス要件Ⅱ）について、誓約により要件を満たすことができたため	弾力化にかかわらず、加算の算定要件を満たすことができたため
全 体	34.6%	12.8%	9.6%	14.9%	11.7%	28.7%
居宅介護	...	...	...	...	...	...
重度訪問介護	...	...	...	...	...	...
生活介護	23.1%	7.7%	7.7%	15.4%	7.7%	30.8%
施設入所支援	...	...	...	...	...	...
就労継続支援A型	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
就労継続支援B型	35.7%	21.4%	0.0%	14.3%	14.3%	28.6%
共同生活援助（介護サービス包括型）	...	...	...	...	...	...
児童発達支援	50.0%	5.0%	0.0%	5.0%	5.0%	35.0%
放課後等デイサービス	38.5%	15.4%	15.4%	7.7%	0.0%	23.1%
福祉型障害児入所施設	23.1%	23.1%	23.1%	15.4%	23.1%	15.4%
医療型障害児入所施設	...	...	...	...	...	...

注1) 令和7年7月31日時点の状況である。

注2) 令和7年7月時点の福祉・介護職員等処遇改善加算の算定状況について、加算Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれかを算定していると回答かつ令和6年9月時点の福祉・介護職員等処遇改善加算の算定状況について、「届出をしていない」または令和7年7月時点よりも下位の加算を算定していると回答した施設・事業所の状況である。

注3) 集計対象数が10未満の場合は「...」と表章している。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果②

○福祉・介護職員の平均給与額の内訳（常勤の者）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和6年9月と令和7年7月の状況を比較すると、基本給が7,310円の増、手当が4,790円の増、一時金が4,880円の増となっている。

	令和7年7月	令和6年9月	差 (令和7年－令和6年)
平均給与額	333,340円	316,370円	16,970円
うち、基本給	213,480円	206,170円	7,310円
うち、手当	69,440円	64,650円	4,790円
うち、一時金(賞与等)	50,420円	45,540円	4,880円

注1) 令和6年9月30日と令和7年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注3) 一時金は賞与その他臨時支給分として4～7月に支給された金額の1/6

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。このため合計が合わないことがある。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果③

○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、サービス種類別）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和6年9月と令和7年7月の状況をサービス種類別にみると、各サービスにおいていずれも1万円以上の増となっている。

	令和7年7月	令和6年9月	差 (令和7年－令和6年)
全 体	333,340円	316,370円	16,970円
居宅介護	314,770円	303,860円	10,910円
重度訪問介護	342,330円	320,100円	22,230円
生活介護	327,010円	311,200円	15,810円
施設入所支援	384,390円	367,440円	16,950円
就労継続支援A型	275,900円	258,930円	16,970円
就労継続支援B型	298,960円	282,300円	16,660円
共同生活援助(介護サービス包括型)	297,160円	280,570円	16,590円
児童発達支援	292,060円	272,980円	19,080円
放課後等デイサービス	283,910円	268,980円	14,930円
福祉型障害児入所施設	400,660円	379,370円	21,290円
医療型障害児入所施設	390,300円	375,250円	15,050円

注1) 令和6年9月30日と令和7年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～7月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果④

○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和6年9月と令和7年7月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

	平均年齢(歳)	令和7年7月	令和6年9月	差 (令和7年－令和6年)
全 体 【平均勤続年数：8.5年】	44.7	333,340円	316,370円	16,970円
1年(勤続1年～1年11か月)	40.5	293,320円	260,380円	32,940円
2年(勤続2年～2年11か月)	40.7	300,480円	282,450円	18,030円
3年(勤続3年～3年11か月)	41.8	311,650円	294,330円	17,320円
4年(勤続4年～4年11か月)	42.4	315,670円	298,580円	17,090円
5年～9年	44.6	331,860円	317,770円	14,090円
10年以上	49.3	375,720円	364,620円	11,100円

注1) 令和6年9月30日と令和7年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～7月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4) 勤続年数は令和7年7月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和6年4月から勤務を開始した福祉・介護職員の場合、令和6年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和6年9月の平均給与額が低くなるのが一つの要因として考えられる。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑤

○給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について、職場環境等要件の各区分別に実施率をみると、

- ・ 入職促進に向けた取組では、「幅広い採用の仕組みの構築」が 73.8%
- ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援では、「研修の受講支援等」が 78.7%
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進では、「正規職員への転換の制度等の整備」が 74.3%
- ・ 腰痛を含む心身の健康管理では、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等」が 79.2%
- ・ 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組では、「業務手順書の作成等」が 76.7%
- ・ やりがい・働きがいの醸成では、「職員の気づきを踏まえたケア内容等の改善」が 82.3%

とそれぞれで最も高くなっている。

	実施(予定)	適用猶予	未実施
入職促進に向けた取組			
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	73.8%	1.3%	9.4%
資質の向上やキャリアアップに向けた支援			
働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等	78.7%	1.1%	4.8%
両立支援・多様な働き方の推進			
職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	74.3%	1.7%	8.3%
腰痛を含む心身の健康管理			
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	79.2%	1.4%	3.7%
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組			
業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	76.7%	1.6%	5.5%
やりがい・働きがいの醸成			
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	82.3%	0.9%	2.2%

注1) 当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない場合がある。

注2) 職場環境等要件については、各区分ごとの実施率が最も高い取組を掲載している。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑥

○給与等の引き上げの対象者

給与等の引き上げの対象者をみると、「施設・事業所の職員全員について、給与等を引き上げ（予定）」が61.6%と最も多くなっている。

	施設・事業所の職員全員について、給与等を引き上げ（予定）	調査対象サービスにおける従事者全員について、給与等を引き上げ（予定）	調査対象サービスにおける福祉・介護職員全員について、給与等を引き上げ（予定）	何らかの要件に該当した調査対象サービスにおける従事者のみ、給与等を引き上げ（予定）	給与等を引き上げる予定だが、対象者については未定
全 体	61.6%	9.6%	8.5%	17.9%	6.7%
居宅介護	35.1%	16.7%	20.8%	24.4%	7.1%
重度訪問介護	40.7%	15.8%	16.4%	23.2%	6.8%
生活介護	69.4%	8.6%	8.6%	13.5%	3.6%
施設入所支援	77.8%	3.0%	3.7%	16.3%	1.1%
就労継続支援 A 型	54.9%	9.3%	9.9%	18.7%	9.3%
就労継続支援 B 型	61.0%	12.0%	10.1%	15.4%	5.2%
共同生活援助（介護サービス包括型）	56.3%	10.5%	8.4%	17.6%	8.8%
児童発達支援	58.4%	12.3%	7.8%	22.8%	6.4%
放課後等デイサービス	50.9%	15.8%	8.5%	25.2%	6.0%
福祉型障害児入所施設	76.8%	2.7%	7.1%	16.1%	0.0%
医療型障害児入所施設	72.2%	5.6%	5.6%	25.0%	2.8%

注）令和7年7月31日時点の状況である。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑦

○加算を配分した職員の範囲

福祉・介護職員等処遇改善加算の福祉・介護職員以外への配分状況をみると、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者の割合が高くなっている。

(複数回答)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	看護職員	理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)、心理指導担当職員	管理栄養士・栄養士	調理員	事務員	福祉・介護職員以外の配置指導員等(賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等)
80.7%	29.8%	18.5%	18.0%	15.3%	39.2%	20.7%

注) 福祉・介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

(参考) 令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査における福祉・介護職員等処遇改善加算の配分状況

(複数回答)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	看護職員	理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)、心理指導担当職員	管理栄養士・栄養士	調理員	事務員	福祉・介護職員以外の配置指導員等(賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等)
80.5%	27.1%	18.2%	17.2%	14.9%	35.6%	18.9%

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑧

○障害福祉サービス等従事者の平均基本給等の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均基本給等について、令和6年9月と令和7年7月の状況を比較すると、11,110円の増となっている。

	令和7年7月	令和6年9月	差 (令和7年－令和6年)
福祉・介護職員	260,730円	249,620円	11,110円
サービス管理責任者等	324,750円	313,450円	11,300円
看護職員	308,900円	301,240円	7,660円
理学療法士・作業療法士	308,140円	297,580円	10,560円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	283,340円	277,030円	6,310円
心理指導担当職員	315,420円	305,540円	9,880円
管理栄養士・栄養士	280,220円	270,230円	9,990円
調理員	234,250円	222,550円	11,700円
事務員	272,580円	262,450円	10,130円

注1) 令和6年9月30日と令和7年7月31日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。

注2) 基本給等は基本給(月額)＋手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)

注3) 平均基本給等は10円未満を四捨五入している。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果⑨

○障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和6年9月と令和7年9月の状況を比較すると、16,970円の増となっている。

	令和7年7月	令和6年9月	差 (令和7年－令和6年)
福祉・介護職員	333,340円	316,370円	16,970円
サービス管理責任者等	406,670円	390,520円	16,150円
看護職員	421,180円	403,990円	17,190円
理学療法士・作業療法士	404,590円	384,360円	20,230円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	351,000円	336,500円	14,500円
心理指導担当職員	433,040円	420,650円	12,390円
管理栄養士・栄養士	369,750円	353,520円	16,230円
調理員	297,960円	281,370円	16,590円
事務員	357,750円	340,850円	16,900円

注1) 令和6年9月30日と令和7年7月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～7月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。